

①総合計画の基本的事項について

<総合計画の性格>

総合計画は、総合的なまちづくりのための計画であり、長期的なまちづくりの目標とそれに至るプロセスを示す基本指針を明示したものです。

これまで総合計画については、地方自治法において、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務づけされていましたが、平成23年の法改正による義務付け撤廃により、法的な策定義務がなくなったことから、策定及び議会の議決を経るかどうかは町の判断に委ねられています。

地方自治法 第2条第4項

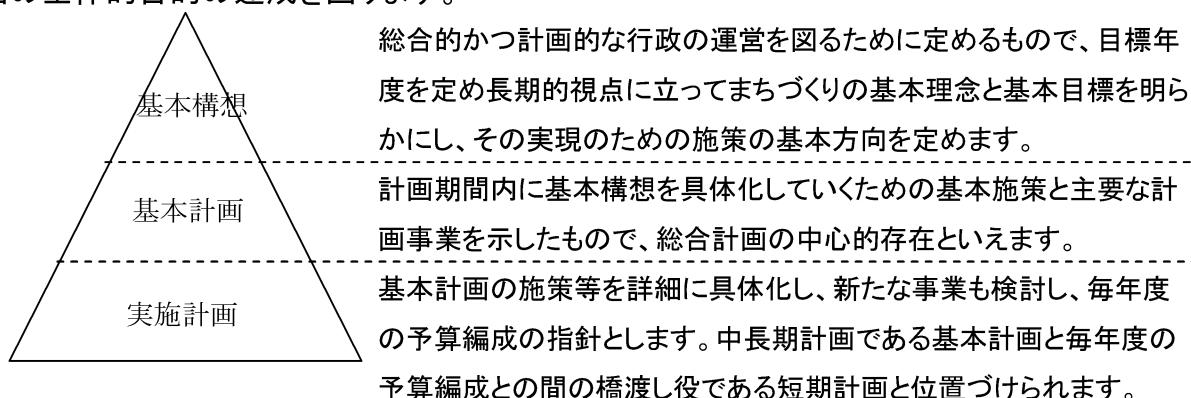
市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにななければならない。



削除(平成23年5月)

<総合計画の体系>

総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画という3つの階層により構成されているのが一般的です。三者は、それぞれ独自の役割を担うと同時に、一体的に機能することにより総合計画の全体的目的の達成を図ります。



<県内自治体の状況>

県内45自治体のうち、16自治体が基本構想・基本計画の議会の議決に関する条例を制定しています(平成24年4月1日現在、総務省調べ)。ちなみに、本町は、基本構想・基本計画の策定等に係る条例は制定していません。

熊本市	「議会の議決すべき事件を定める条例」の中で、議会の議決事項として「熊本市自治基本条例に規定する基本構想又は基本計画の策定、変更又は廃止」と規定
御船町	「御船町議会基本条例」の中で、議会の議決事項として「御船町総合計画策定条例に定める基本構想及び基本計画」策定及び変更と規定
その他	「議会基本条例」の中で、議会の議決事項として「基本構想又は基本計画の策定、変更又は廃止」と規定

①

その他	「議会の議決すべき事件を定める条例」の中で、「基本構想又は基本計画の策定、変更又は廃止」と規定
-----	---

(1) 総合計画(基本構想、基本計画、実施計画)を策定することについて

総合計画は、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すもので、まちづくりの長期的展望を示し、魅力ある町の将来像をも描いていることから、法的な根拠がなくても策定すべきものと考えます。また、総合計画について、議会の承認をもらうことは、行政や一部の町民によってのみ策定されたものではなく、町全体の総意により策定されたものであるとの裏付けを得るためにも必要かつ重要なことだと考えます。

従って、本町では従来どおり基本構想・基本計画の策定等については、議会において議決いただきたいと考えています。

(2) 総合計画の策定に係る議会関与の条例整備について

しかし、議会の議決を要する事を定めた条例を制定せずに、基本構想・基本計画を議案として議会に提出した場合はどうなるでしょうか。この議案は提出の根拠を持ちませんので、これに対する議決は無効というよりも、議決されても基本構想・基本計画に対する機関意志を示すだけで、基本構想・基本計画の成立・不成立には何ら影響しないので無意味と言わざるを得ません。

よって、総合計画の位置づけを明らかにするためにも、近日中に関係条例の整備を進めたいと考えています。

総務大臣通知(總行行第 57 号、總行市第 51 号 平成 23 年 5 月 2 日)抜粋

第4 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

1 市町村の基本構想に関する規定を削除することとされたこと。

なお、改正法の施行後も、法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改廃すること。

(略)

十五 その他法律又はこれに基づく政令…

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。